

第 1 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年1月8日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和2年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料1)
 - ② 指定管理者の指定について (資料2)
 - ③ 令和元年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について (資料3)
 - ④ 令和元年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について (資料4)
 - ⑤ 令和元年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について (資料5)
 - ⑥ その他

令和2年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について1

【質問】

現在の学校選択制度の効果について、区はどのような認識か。考えを伺う。

生徒や保護者にしっかり学校の魅力を伝えるために、教職員の広報意識およびスキルの向上が必要だと考えるが、区の所見を聞かせよ。

これからは区立学校も国立・都立・私立学校に劣らない魅力を持ち、「地元の中学校に行きたい」と言われるような学校にならなければいけないと考える。合わせて、教育委員会も学校の取組をサポートし、チャレンジしやすい環境を整備することが必要と考える。区の考えを伺う。

文部科学省から「家庭と学校との連絡のデジタル化」を求める通知が出された。令和3年度当初から実施するよう要望するが、所見を伺う。

区立小学校の中には、勉強についていけない子供に対して、独自に取り出し授業など、特別な場で個別指導を行っている学校もある。学校現場にはすでに、学力向上支援講師や学習指導サポーターなど、子供たちの学習を支援する方が配置されているが、職務内容や勤務時間・日数などに制限があるため、軽度発達障害などを持つ子供たちへの個別指導に活用するのは限界がある。学習を支援する方の活用について学校の裁量を大きくするとともに、増員や人材確保への支援が必要だと考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

昨年、委員会が実施した選択制度に関するアンケートで「学校選択制度を継続すべきではない」と回答した区立中学校の保護者の割合は、前回平成25年と比べて3.8ポイント減少し2.9%となった。制度として十分に定着し、一定の評価を得ていると考えている。

区立中学校では、地域特性や伝統を踏まえた教育活動に取り組み、学校ごとの魅力を継承・創造している。地域との協働などの観点も大切にしながら、引き続き特色ある学校づくりを進め、学校選択制度の充実に努めていく。

現在でも、各学校では学校ホームページや学校だより、学校公開などを通じて情報発信をしている。特にホームページは誰でも閲覧ができ、広く発信できることから、学校間で取組状況に差が生じないよう、校長研修等の機会を通じて充実を促している。

一部教科担任制を実施する小学校や防災教育を核としたカリキュラムづくりに取り組む中学校などがあり、それぞれに工夫を行っている。今後も各学校の教育目標や児童生徒の実態、地域の特性などに照らした着実な取組が推進されるよう、教育課程編成への助言など、必要な支援を行っていく。

タブレットパソコンを活用した家庭と学校との連絡手段のデジタル化は、家庭にも教員にも、効果的な方策の一つであると考えている。活用に当たっては、情報モラルの周知・徹底やルールづくりなどの課題があり、教職員や保護者向けのガイドラインの整備などが必要である。学校と家庭が迅速かつ効率的に情報共有できるツールとしてタブレットが活用できるよう、引き続き、検討を進めていく。

区では、日常の授業の中で個別支援にあたる「学力向上支援講師」を各小学校に配置し、支援を必要とする児童へのきめ細かな指導につなげている。また、放課後に地域人材によって運営する学習教室「地域未来塾」を導入し、参加を希望する児童生徒に対して個別学習指導を行い、学力と学習習慣の定着を図っていく。「地域未来塾」の人材については、区の人材バンクのほか、都が運営する「ティープロサポーターバンク」も活用して確保に努め、実施校の拡充を進めていく。

教育について2

【質問】

近年のスマートフォンの普及に伴って発生しているSNSを使用した「ネットいじめ」は、子供達の自己肯定感を大きく損なうなど被害者に深刻な傷を与えている。都では、ネットいじめ対策として小中高校に対してネットパトロールを実施している。しかし、小中学校とも年3回と少ない現状である。更なるネットパトロール回数の実施とネットいじめの事例などを都と情報共有を進めるべきと考えるが、区のを伺う。

「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」の中で、ネット上の違法な情報発信の停止や削除の手続き等を児童生徒・保護者に情報提供するとしている。ネット上のいじめ問題を適切に対応していくため、教育委員会が中心となって学校と警察、また、法務局等と協力体制の構築を進めていただきたいと考えるが、所見を伺う。

教育に専門的な知識を持った弁護士であるスクールロイヤーを配置することが重要である。区においても教員が直接弁護士に相談できる体制の整備や、教育委員会の中に弁護士を位置付けることも必要と考える。区のを伺う。

いじめは深刻化しないように初期対応を丁寧に行うことが重要である。被害を受けた子供の状況に配慮し、聞き取り等による正確な事実の把握、学校内での情報共有、方針の決定、加害した子供への指導、保護者への連絡など速やかに取り組む必要がある。また、区として、いじめ初期対応手順を可視化すべきと要望するが、区のを伺う。

【答弁】

都のネットパトロールは定期的な監視のほか区市町村が臨時的に要請することも可能であり、必要に応じて要請していくとともに、今後も都との事例の共有や連携を図っていく。

教育委員会では毎年2回「学校と警察の連絡協議会」を実施し、いじめ問題への対応についても情報共有しており、区や教員、警察の他、保護司、民生児童委員などが参加している。この取組を継続することで、関係機関との協力体制を更に強化していく。

スクールロイヤーについては、先行自治体の取組を十分研究し、区の実態に応じた相談の仕組みを検討していく。

いじめへの初期対応において、教員の経験値や指導力の差による対応の違いや漏れを生じさせないことが重要である。都教育委員会が策定した「第2次いじめ総合対策」を参考に、区独自の初期対応チェックリストを作成するなど、「いじめ」対応の可視化にも取り組んでいく。

教育ICTの活用について

【質問】

正しく情報を収集する、あるいは、責任をもって情報を発信するといったことを学校でしっかり学ぶことが重要であると考え。こうした情報モラルの点も含め、学校ではタブレットの操作等に関して、どのように教えていく考えか、区の見解を伺う。

教育委員会として、タブレット等を用いた学習効果が高い授業をどのように行っていくのか、具体的な例示を含めて伺う。

【答弁】

児童生徒のタブレットパソコンの活用にあたっては、操作方法の習得とともに、情報モラルの理解とそれに基づく適切な使い方が大変重要である。そのため、タブレットはインターネットによるトラブル防止のため、SNSや情報共有サイトへの書き込みや閲覧ができない設定とする。更に各学校では、児童生徒に対し、インターネット上に潜む危険性を学ぶ授業の実施や、犯罪に巻き込まれることがないように具体的な事例を紹介するなど、情報モラルに関する指導を改めて徹底していく。

タブレットなどを用いた授業展開としては、タブレットに入力した子供たちの意見を大型画面に提示し、普段手を上げない児童生徒の意見も紹介しながら進める授業や、ドリル

ソフトを活用した一人ひとりの習熟度に応じた授業、自らの意見をプレゼンテーションソフトを用いてまとめ、タブレットを利用して発表を相互に行い、学び合う授業などを想定している。教育委員会としては、こうした授業が各校で活発に行われるよう、教員向けICT活用リーフレットの配布や、授業実践例の紹介を行うなど、ICTの活用が教育活動の充実につながるよう努めていく。

家庭と学校の情報共有について

【質問】

文部科学省は10月20日、学校が保護者に求める印鑑の省略を含め、見直しや連絡手段のデジタル化の推進について、全国の教育委員会へ通知した。小中学校と家庭間の連絡においてデジタル環境への対応が難しい家庭への支援を要望するが、所見を伺う。

GIGAスクール構想に基づき整備されたタブレット等、付随する機能活用について区のガイドラインを作成し、教職員や保護者の負担軽減のため、学校と家庭をつなぐ情報共有システムの導入を要望するが、所見を伺う。

【答弁】

今年度中に全児童生徒に配備するタブレットパソコンについて、使用場所を選ばないLTE回線とすることで、デジタル環境の有無に関わらず、すべての家庭で負担なく利用できるようにする考えである。

家庭との連絡手段としてタブレットを活用するためには、情報モラルの周知・徹底やルールづくりなどの課題がある。教職員や保護者向けにガイドラインを整備することは、必要な対策と考えている。学校と家庭が迅速かつ効率的に情報共有できるツールとしてタブレットが活用できるよう、引き続き検討を進めていく。

ネットリテラシー教育について

【質問】

今年度末までに児童生徒に導入される予定のタブレットについて、子供たちがSNSなどの被害に遭わないためのセキュリティやフィルタリングの管理はどのように考えているのか、また、インターネットで得られる情報の正しい知識などネットリテラシー教育について、どのように考えているのか伺う。

【答弁】

今年度中に全児童生徒に配備するタブレットパソコンは、インターネットによるトラブルを防止する観点から、SNSや情報共有サイトなどへの書き込みや閲覧ができないよう設定する。タブレットの配備により、インターネット利用がこれまで以上に身近になることを踏まえ、教育委員会では児童生徒および家庭向けのガイドラインを作成し配布するとともに、改めて、インターネットリテラシーに関する指導を各校で実施していく。

コミュニティスクールについて

【質問】

区の考える家庭・地域と協働した学校運営とは、具体的にはどのような取組を行い、どのような効果を狙っているのか伺う。

【答弁】

教育委員会では、家庭・地域の学校教育への参画を促し、地域社会との協働による学校運営を目指している。子供たちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えるとともに、子供たちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をこれまで以上に強化していく。

卒業生の思い出づくりについて

【質問】

文部科学省は10月2日付けで各学校設置者あてに通知を発出した。修学旅行など当初の計画通りの実施が難しい場合も、感染拡大防止策を講じたうえで、近距離での実施や、旅行日程の短縮など、実施方法の変更を検討するなどの配慮を求めている。区では現在どのような検討がなされているのか伺う。また、区は少年自然の家4施設を所有しているため、小学校6年生と中学校3年生のみ、受験が終了した時期から3月の卒業までの短期間に活用することで「思い出づくり移動教室」「思い出づくり修学旅行」を実施することは可能と考えるが、教育委員会の所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では、コロナ禍における子供たちの安全と健康を第一に考え、今年度の修学旅行や移動教室などの中止を決定した。10月2日付けで文部科学省が全国に向けて発出した通知は、修学旅行等を可能な限り実施するなど、子供たちの思いと教育的な意味合いを考慮されたいとの要請と理解している。代替の事業が実施できないか、この間、様々な検討を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、大人数の集団での移動や会食、宿泊を伴う事業に子供たちを参加させることは難しいものと考えている。教育委員会としては、何よりも子供たちの心情を大切にとのことご提案の趣旨を踏まえながら、児童生徒が安全に楽しく参加でき、思い出になり、記念にもなる、日帰りの校外学習や体験学習などの代替事業の実施について更に検討を進めていく。

学校改築について

【質問】

新型コロナウイルスの影響で、今後、リーマンショック時を上回る減収が予想される中、区はアクションプランや公共施設等総合管理計画の見直しに着手することを表明している。学校改築に係る財政負担の大きさを鑑みると、今後、改築計画に対して、何らかの見直しをすすめていくことは致し方ない面もあることは理解できる。一方で、コロナ禍の経済萎縮に苦しむ区内産業を下支えするためにも、基金や起債の積極的な活用を図り、課題を先送りしないことも大切である。そういった意味で、今回の見直しは必要最低限に留め、今後、税収の回復が期待される段階になった折には、今回の見直し分も上乘せして、進捗を管理していくことが必要である。併せて、計画が遅れる場合には、学校として最も基本的な教育機能に課題を抱える学校の優先性を高めていくべきではないか。所見を伺う。

【答弁】

新型コロナウイルスの影響により、かつて経験したことのないような厳しい財政状況が見込まれる。持続可能な財政運営を堅持するためにも、学校施設の改築について、現計画の見直しは避けられないものと考えているが、一方で、老朽化等、必要な改築は行わなければならない。すでに工事や設計に着手している学校については、区債等の活用により、事業を継続する。今後は、景気や歳入の動向を適切に見極めながら、中長期的な視点に立って、必要な改築を行っていく考えである。改築実施校の選定については、ご指摘の点も含め、総合的に判断していく。

教育・子育て大綱の改定について（教育分野）

【質問】

現在、学校での感染予防策として、子供たちにマスクの着用、手洗いを励行するとともに「密」にならないように、様々な工夫をして教育活動を行っている。しかし、現場の教員からは、「3密」を完全に回避しての授業は、現状では大変困難であること、また、部活動や、集団での移動・宿泊を伴う移動教室などの校外学習は、感染リスクが常に付きま

とう、という声がある反面、こうした課外活動は、子供たちの成長に必要不可欠であるとの考えもあり、両者の葛藤に苦しんでいるという状況があるとも聞いている。集団を前提とした従来の学校教育の見直しが必要ではないかと考えるが、区の所見を伺う。

新潟市や川崎市などで、登下校中に児童生徒が巻き込まれる事件が起こっている。区においても、地域での登下校中の見守りを求める声がある一方で、共働きが増え、協力が難しいといった保護者の方の声もあり、地域や保護者の方の協力が得にくいという状況があると伺っている。区としてどのように取り組もうとしているのか、区の所見を伺う。

いじめについては、被害、加害児童生徒の双方が弁護士を立てて裁判で争うなど、学校での対応が困難なケースが発生していると聞く。また、不登校については、保護者の方の過干渉、過保護、ネグレクトなど、要因が家庭に起因するケースが多く、保護者の方との接触や話し合いが困難な場合があるとともに、新たな傾向として、無理に学校に行かせる必要がないと考える保護者が増えてきている状況もあるようだ。これらの状況に区としてどのように対応する方針なのか、伺う。

外国籍児童生徒は増加傾向にあるが、生活習慣の違いなどに起因する保護者の方への対応に苦慮している現状があると伺っている。どのように対応していくのか区の所見を伺う。

【答弁】

子供たちの豊かな学びや心の発達には、学校での集団教育は欠かせないが、新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでと同様の教育活動を行うことは難しくなっている。教育委員会では、感染防止のための環境整備を行い、教育活動にあたってガイドラインを作成して対応している。また、今年度中にタブレットパソコンを配備し、オンライン学習の充実にも取り組む考えである。今後も、コロナ後の新しい教育のあり方を念頭に、子供たちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を更に進める。

広範囲に及ぶ通学路での見守りや増加する不審者対応には、保護者や地域の協力が必要である。特に地域の皆様には、現在、通学路の見守りや安全点検、安全安心ボランティア活動への参加などにご協力いただいている。引き続き、学校・保護者・地域の連携を進めることで、子供たちの安全を守っていく。

近年は、保護者の価値観の多様化などを背景に、対応や解決が困難なケースが増加している。学校や教育相談室では、子供や保護者に丁寧な聞き取りを行うほか、スクールソーシャルワーカーが家庭への訪問も行っている。また、家庭の状況に応じて、区の子ども家庭支援センターや都の児童相談センターなどと連携し対応している。こうした取組を更に充実させ、課題の早期発見と解決を図る。

区では、日本語指導講師の学校への派遣、保護者への通訳ボランティアや相談窓口の紹介などの支援を行っているが、生活習慣の違いなどから対応が必要なケースも増加している。児童生徒が安心して学習できる環境の整備に努めていく。

就学相談等について

【質問】

子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、就学相談を行うことが必要である。区としてはどのような観点で特別な支援を必要とする児童生徒の就学先を決定しているのか、区の所見を伺う。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、本人や保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である。子供一人ひとりに合った、学びの場を提供できるように都と密接に連携を図ることが必要だと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では、特別な支援が必要な児童生徒の保護者からの申出により、就学相談を実施している。就学相談では、保護者との信頼関係を築き、その意向を十分に聞き取ったうえで、子供の行動観察や医師等の専門職の所見、入学後の成長や卒業後の進路等を総合

的に勘案し、保護者に最適な学びの場を選択いただけるよう支援を行っている。

児童生徒に適切な学びの場を提供するためには、特別支援学校との連携は欠かせない。区では、都立特別支援学校に通う児童生徒が、居住する地域の区立小中学校にも在籍する副籍交流を実施している。給食や授業への参加、合唱コンクールの鑑賞や運動会の見学を通じて、子供たちは互いに交流を図っている。

教職員の連携としては、知的障害学級等がある小中学校の学校長が、定期的に特別支援学校を訪問し、課題等を意見交換している。また、特別支援学校の学校長には、区の特別支援教育推進委員会の委員として、ご出席いただき、助言をいただいている。更に、特別支援学校の教員には、区立学校の教員や医療・福祉の専門職等とともに、就学相談会で児童生徒の就学先を検討いただいている。教育委員会としては、こうした取組を通じて、今後も特別支援学校との連携を深めていく。

性教育について

【質問】

政府は2022年度までの3か年を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と定めたが、3年と期間を区切るのではなく、恒常的に位置づけて取り組むべきである。都では各学校における人権教育や道徳教育の充実を図るとしているが、区の検討状況を伺う。

政府の方針「生命の安全教育」は、水着で隠れる部分については、人に見せない、触らせないなど、年齢や発達段階に応じて学ぶべき大切な内容を示しているが、妊娠の経過は扱わないとする学習指導要領の「歯止め規定」があり、性的な知識まで踏み込んでいない。人権やジェンダー平等、多様性、相互尊重を前提に構成される包括的性教育が必要であるが、区の見解を伺う。

区では、性教育の取り組みとして、産科医や助産師など外部講師を招き授業を行っているが、昨年度は中学校1校だけである。区として外部講師を活用した性教育を位置付けるべきである。予算拡充し、外部講師への報酬額を改善するなど、今後は多くの学校で専門家による性教育を広げるべきであるが、所見を伺う。

【答弁】

各学校では、従来から、教育活動全体を通じて人権教育や道徳教育に取り組んでおり、特に相手の人権を大切にすることや男女が互いに尊重し合うことについて指導を行っている。性教育についても、重要な教育課題として、小学校や中学校の保健分野の学習を中心に正しい知識を身に付けさせ、適切な意思決定や行動選択ができるよう、発達段階に応じた指導を行っている。3年間だけに期間を区切ることなく、引き続き、充実を図っていく。

性教育を実施するうえで、性行為や避妊などの学習指導要領に示されていない内容を扱う場合は、児童生徒の身体的・精神的発達や、それぞれが持っている性に関する知識の個人差に十分配慮すべきで、すべての学校に対して一律に実施を求める考えはない。校長の判断により実施する学校には、平成31年3月に東京都教育委員会が配布した「性教育の手引き」に基づき、児童生徒の実態を十分踏まえ、保護者に丁寧な説明をしたうえで、理解・了承を得て実施するなどの慎重な対応を促している。

教育委員会では、すでに産科医、助産師およびNPO等を外部講師として活用するよう各学校に働きかけており、実施した学校の成果を情報発信するなど、引き続き取り組んでいく。なお、外部講師の報酬費は、区の報酬費積算基準を踏まえて決定している。

少年自然の家について

【質問】

練馬区立少年自然の家「ベルデ」は、一番古い施設で下田少年自然の家が開設より50年経過し、新しい施設でも武石少年自然の家新館を除くと、全ての施設で30年が過ぎ、各施設で年により、大規模な改修工事も行われており、数か月単位で休館の場合もある。全体

の施設では、支出が約9.2億円と多額の財政支出が発生している中、このまま運営すべきも含めて、適切であるのか再精査し、今後の自然少年の家の在り方について方針を策定し、判断すべきと考えるが、区の見解を伺う。

企業等の保養施設では部屋のリノベーションを行い、一般客に貸し出すなど、魅力ある施設に民間の経営感覚を活かした効率的な運営を図っている。活用できる施設は民間企業のエッセンスを入れてリノベーションし、集客と稼ぐことのできる施設としての利活用を図っていくべきであると考え、区の見解を伺う。

【答弁】

少年自然の家は、区立小・中学校の移動教室等校外学習活動の受け入れを主な目的とし、あわせて区民の健全な余暇活動に役立てるため設置している。現在、「みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン」に基づき、今後の児童生徒数の減少や「少年自然の家」施設の老朽化等を踏まえ、移動教室・臨海学校等の校外学習の実施方法を見直し、充実を図るため、施設のあり方などについて検討を行っている。

区の施設は、自然災害による被害等に伴う維持管理経費が増加している。他区では校外学習事業の多様化に伴い、民間施設利用への移行が進んでいる。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルスの対策も含め、校外学習全般の実施方法の見直しとともに、「少年自然の家」施設のあり方について、更に検討を深めていく。

保育と多胎児家庭への支援について

【質問】

今年度の待機児童は11名で空きは1,219名である。待機児童の数は減少してきたが、空き状況は平成28年からこの5年間、1,000名を超え続けている。こうした状況を踏まえ、区は、来年度の待機児童対策と今後の保育所の定員枠をどのように考えているのか伺う。

区内の小中学校は避難拠点に指定されているが、幼稚園や保育園に通う幼児を災害発生後に近くの小中学校に連れて行くのは現実的ではない。区内には、区立、私立併せて幼稚園は41園、保育園は181園有るが、災害発生直後には、最低限度の避難所としての機能を有すべきである。今後、区としてどのように対応するのか、所見を伺う。

多胎児家庭は育児や家事の負担が大きく、孤立しがちである。多胎児家庭が利用しているファミリーサポート事業の活用など、ニーズを捉えた取組が必要である。厳しい区財政にあっても多胎児家庭への支援は充実すべきと考え、区の見解を伺う。

【答弁】

区では、本年3月に策定した、今後5か年にわたる需要見込みと供給計画を示す、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策を進めている。

4月の待機児童は、過去最少の11人まで減少したが、育児休業からの復職に伴い、入園希望者が多くなる1歳や、2歳で卒園を迎える地域型保育事業利用者に対する、3歳の受け皿を確保していく必要がある。このため、年齢や地域ごとの需給バランスを考慮した、きめ細かい保育所整備を進めている。

4月には新たに、私立認可保育所9か所を整備し、474人の定員を拡大するとともに、練馬こども園1か所を拡大する予定である。新たに開設する保育所では、子供の年齢進行に合わせた定員拡大や、余剰スペースを活用した1歳児1年保育の実施等、年齢別定員を柔軟に変更して、空き定員の発生を抑制する取り組みも同時に行っていく。

小規模保育所や家庭的保育等に、長期に欠員が生じれば、事業者の経営に大きな影響を及ぼす懸念がある。新たに設置した小規模保育・事業所内保育事業者との運営連絡会を活用し、現場の意見を伺いながら、具体的な方策を検討していく。

区では、事業者に対して、食料や燃料等の準備を働きかけ、各施設では必要な物品の備蓄が進んできた。また、停電により照明や冷房機器が使用不能となることも想定され、あらかじめ施設内において、最低限の電力を供給できる非常用電源や、真夏の熱中症等への備えも必要となる。また、区では、各幼稚園・保育園における状況を把握するため、現在

調査を行っており、年内には完了する見込みである。各園の実態を把握した上で、今後の対応策を検討していく。

多胎児家庭は、同じ月齢の子供を同時に育てるため、育児や家事の負担が大きいことや、ベビーカーが大型なため、公共交通機関を利用しづらいことから外出の負担が大きいなどの課題を抱えている。また、悩みを抱え孤立しがちで、虐待につながるリスクも懸念される。現在、区では、家事支援等を行う育児支援ヘルパー事業において、多胎児家庭の負担軽減に取り組んでいる。更に、第2期子ども・子育て支援事業計画等に多胎児支援の充実を位置づけ、検討を進めている。本年8月に実施したアンケート調査では、一時預かり等の育児支援、家事支援、移動支援を望む声が多く寄せられた。引き続き、調査結果を踏まえ、更なる支援策について検討していく。

子育てスタート応援券について

【質問】

区は現在の子育てスタート応援券の利用実績の数値をどのように捉えているのか。また、実績が振るわない要因をどのように分析しているのか、2点伺う。

応援券を使わない理由として、利用するまでの手続きが面倒という点や利用したいメニューが少ないといった課題が挙げられる。例えば、オンラインで登録が出来る仕組みとなっていれば、スマホ片手に登録を行うことが出来る。また、一時預かりとファミリーサポート事業共通のフォーマットとし、その場で面談や顔合わせの希望日を申請できるようにすれば、利用までのハードルを格段に下げることができると思う。こうした仕組みの導入を進めて頂くことを要望するが、区の所見を伺う。

メニューの拡充に関しては、私立保育園等が実施する一時預かりの追加を要望してきた。各園により条件が異なるといった課題があると聞くが、利用券1枚の金額設定を行うことで解決が可能と考える。併せて、こうした仕組みを導入することにより、私立幼稚園が行うプレスクールや医療機関が実施するインフルエンザの予防接種の支払いに活用するといった可能性も広がる。こうしたメニューの拡充を提案するが、区の考えを伺う。

【答弁】

子育てスタート応援券は、出産直後の不安や負担を軽減し、育児を円滑に始めることを目的とした事業である。応援券を1枚でも利用している方の割合は、増加傾向にあるものの、令和元年度時点では42.1%に留まっている。利用者アンケート調査からは、利用したいメニューが少ないことが、主な要因と捉えている。

ファミリーサポート事業や乳幼児一時預かり事業の利用にあたっては、お子さんを安全に保育できるよう、疾患や障害、アレルギーなどを確認する必要があることから、対面による面談を行っている。登録手続きの簡素化や共通化については、事業者等の意見を踏まえ、課題の洗い出しを行い、検討していく。

支援メニューについては、ファミリーサポート事業と育児支援ヘルパー事業の2事業から順次拡大しており、今年度は、利用者アンケート調査で希望の多かった産後ヨガ等の子育て支援講座を新たに加え、6事業となっている。今後、事業目的や区民ニーズを踏まえ、サービス提供事業者と協議を進め、支援メニューの充実を図っていく。

子育て施策について

【質問】

新型コロナウイルス感染症の影響により、出産・子育てしやすい環境の抜本的な対策が求められている。今後の子育て施策をどう充実させていく考えか所見を伺う。また、区では、練馬こどもカフェをオンラインで実施し、離乳食の進め方や育児相談が好評であったことから、オンラインを活用した子育て支援の新しい取組は重要であると考え。今後、子育て相談の新しい選択肢のひとつとなるよう事業の拡充を要望するが、所見を伺う。

育児支援ヘルパー事業では、多胎児を出産された方は育児に対する負担が大きいため、利用限度時間の引き上げや利用料金の減免を行っているが、対象期間は、妊娠中から子供が2歳に達した月の末日までとなっている。対象期間の延長と併せて、健診以外にも同行できるよう柔軟な対応を要望するが所見を伺う。また、区で実施している育児支援ヘルパーは多胎児家庭に対し、利用料を減免しているが、乳幼児一時預かり、ファミリーサポートの利用料については、児童1人あたりの料金となっている。経済的支援として、減免するよう要望するが、所見を伺う。

【答弁】

コロナ禍にあっても、LINEを活用した「保活」支援サービスや保育施設等の運営指針となるガイドラインの策定などに取り組んでいる。また、子育てのひろばを57回、練馬こどもカフェを3回、オンラインで実施した。参加者からは自宅に居ながら、気軽に相談ができると好評である。妊娠・子育て応援メールで広く子育て世代に周知を始めたことにより、これまでひろば等を利用したことが無い方々にも、参加していただき、相談や交流の機会となっている。引き続き、オンラインでの相談支援も充実していく。

現在、区では、家事支援等を行う育児支援ヘルパー事業において、多胎児家庭の負担軽減に取り組んでいる。更に、第2期子ども・子育て支援事業計画等に多胎児支援の充実を位置づけ、支援策の検討を進めている。本年8月に実施したアンケート調査では、一時預かり等の育児支援、家事支援、タクシー等の移動支援を望む声が多く寄せられた。引き続き、調査結果を踏まえ、更なる支援策について検討していく。

教育・子育て大綱の改定について（子育て分野）

【質問】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、web会議システムを利用した子育てひろばを実施し、好評の声が上がっている一方で、対面と違い一斉に話したり、特定のひととの会話が難しい、予約なしに気軽に立ち寄っての相談が行えないなどの声があると聞く。家庭で子育て相談を受けられる環境の整備を進めるべきと考えるが、区の所見を伺う。

子育て相談環境を更に充実し、子育てに悩みを持ち孤立化する保護者を相談の場につなげていく必要があると考えるが、区の所見を伺う。

令和元年10月より児童相談所からの事案送致が本格実施され、うち85%は心理的虐待である面前DVであり、都・区ともに心理的虐待の増加が著しいとも伺っている。区はどのように捉え、また、課題解決に取り組もうとしているのか、区の所見を伺う。

【答弁】

コロナ禍にあって、自宅で過ごすことが多い保護者が、子育ての悩みを抱え込まないよう、オンラインによる子育てのひろばを実施している。これまでひろばを利用したことが無い方々にも、ひろばを知っていただき、相談や交流の機会となっている。また、個別の相談については、自宅に居ながら相談ができるよう、ビデオ通話システムを活用し、引き続き、身近で相談できる環境の整備に努めていく。

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、子育てにおいて孤立する保護者が増えており、子育て相談機能の重要性が高まっている。区は乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろばや民設子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」に相談員を配置しており、児童館で実施する「にこにこ」にも相談員の配置を進めている。また、発達に不安のあるお子さんを対象に親子で参加できる「のびのびひろば」を、5か所の子ども家庭支援センターで原則毎月2回実施している。

児童虐待への意識が高まったことなどから、少しでも虐待を疑う状況があれば通告を頂けるようになったことや、警察がDVへの対応を強化したことなどにより、都や区に寄せられる虐待通告件数は増加しているが、多くは比較的軽微な事案である。本年7月に設置した練馬区虐待対応拠点では、都児童相談所と区子ども家庭支援センターが適切に役割分担

して、強みを活かすことにより、子育てに悩む家庭への寄り添い支援から、一時保護などの法的措置を要する事案まで、個々の事案に応じたきめ細かな対応を行っている。引き続き、拠点を活用した都区の連携を着実に進め、児童相談体制の更なる充実を図っていく。

子供の事故防止対策について

【質問】

現在、厚生労働省では、事故や虐待の再発防止の観点から子供の死因を究明するCDR(チャイルド・デス・レビュー)を2022年度の制度化へむけて7府県でモデル事業として試行しており、今年度中に効果的な予防策が取りまとめられる予定と伺っている。国の動向に対する区の所見を伺う。

区ではAIを活用した児童虐待の早期発見の実証実験が行われているが、どのような効果が見えてきているのか伺う。また、虐待などから幼い命を救うきめ細やかな体制を更に強化することを要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

現在、国が試行を進めている子供の死因究明の取組は、死因の調査を通じて効果的な予防策を導き出すことを目的としたものである。今後、虐待等の予防にも効果が期待されることから、国の動向を注視していく。

今回、区が行った実証実験では、過去の相談記録約4,000件を学習させたAIに、今年度の相談記録約1,200件を解析させた結果、重篤な児童虐待のケースを抽出することができた。現在、子ども家庭支援センターでAIを試験的に使用し、効果的な活用方法などの検討を行っている。国や都においてもAIやアプリの開発を進めており、こうした技術の活用を検討するとともに、練馬区虐待対応拠点における都区の連携を着実に進め、児童相談体制の更なる充実を図っていく。

保育について

【質問】

区は、今年10月13日からLINEを活用した「保活支援サービス」の提供を全国で初めて開始した。新型コロナウイルス対策の観点からも、窓口の混雑解消のためにも、LINEを活用した保活は有効だと考える。今後のLINEの活用として、予防接種、一時預かり、練馬こどもカフェの情報など、子育て世代の情報から広報に利用してはどうか。

病児・病後児保育の周知として、保育園の1次内定発表の日の後にLINEで病児・病後児保育の登録の案内を送ることが、今後保育施設を利用する保護者にとって役に立つと思われるが、区の所見を伺う。

病児・病後児保育は現在区内に8か所あり、利用前にはそれぞれ個々に登録をしに行く必要がある。複数の施設を登録する人が多く、それぞれの施設に入園前の乳幼児を連れて登録に行くことは保護者にとって大きな負担である。病児・病後児保育の登録を1回で済ませることはできないか。また、令和4年10月から開始予定の保育園のLINEの入園申請のように、病児・病後児保育の登録もLINEで行えるようになると、保護者の利便性向上につながると考えられるが、所見を伺う。

【答弁】

本年10月、令和3年4月入園申込の受付初日に合わせて提供を開始した、「保活支援サービス」は、これまでのひと月半で、約3,000人の利用登録があった。本サービスでは、利用者に向けた一斉通知の送信も可能である。区では、家庭的保育者の紹介など、認可保育所以外にも、保育サービスを知って頂くための情報発信に活用している。今後、様々な子育て支援サービスの情報発信にも取り組んでいく。

保育所等入園の内定の時期に合わせて、病児・病後児保育施設の概要や登録方法等について、保活支援サービスで一斉に通知し、保護者の皆さまへの周知を充実する。

病児・病後児保育施設の利用にあたっては、施設により対応可能な疾病や症状が異なるため、事前に各施設での利用登録が必要となる。区では、区内全8施設の登録を一度に行える、「病児・病後児保育施設合同登録会」を開催していたが、コロナ禍の影響を受け、令和3年3月の開催は中止とした。利用登録の際には、児童の既往症や食物アレルギーの有無等の個人情報を取捨する必要がある。複数の施設間で登録情報を共有することや、オンラインでの利用登録については、慎重に検討していく。

障害児の学童クラブ受入れ等について

【質問】

学童クラブにおける特別支援学校や特別支援学級の児童の受け入れはどのようになっているのか。障害があっても、利用しやすい取組が必要である。障害児の受け入れについて区の考えを伺う。

令和3年4月に10校で新たにねりっこ学童クラブが開始されるが、さらなるねりっこ学童クラブ化のペースアップを求め、今後の見通しを伺う。また、障害児の多様な放課後の過ごし方の支援と障害児の保護者が子育てと仕事を両立し、安心して働き続けることができる仕組みの支援を求める。

【答弁】

学童クラブでは、児童それぞれの障害特性に応じた配慮をしつつ、他の児童とともに生活し遊ぶことを心がけて保育を行っている。本年4月1日現在、入会児童5,322名中173名が障害児、そのうち特別支援学校の児童は22名、特別支援学級の児童は67名である。88学童クラブのうち74クラブに障害児が入会しており、そのうち47クラブで特別支援学校・特別支援学級の児童を受け入れている。

平成28年度にスタートしたねりっこクラブは、来年度、小学校全65校の半数を超える37校で実施の予定である。ねりっこクラブの拡大により、障害児の受入れ枠も、平成28年度から今年度までの5年間で53名拡大した。ねりっこクラブを実施するためには、学校施設内にスペースを確保するとともに、学校や学校応援団等の理解・協力を得ることが不可欠である。引き続き、関係者との協議を重ねながら、全小学校での早期実施を目指し、努力していく。

児童手当特例給付の見直し報道について

【質問】

児童手当特例給付について、政府は2021年度予算案で、一定の所得以上の世帯への支給を減額・廃止する方向で調整に入ったとの報道が多くなされている。その内容は、特例給付自体の減額とともに、共働き世帯の場合、所得制限の算定基準を所得の多い方から世帯合算に変更し、所得が更に多い世帯は廃止も検討するというものである。現在、区において、この特例給付を受けている世帯数を伺う。また、特例給付の減額や廃止が現実化した場合、区独自の策を講じる必要もあると考えるが、区の考えを伺う。

【答弁】

区内で児童手当の特例給付を受給している世帯は11月1日現在12,940世帯、ひと月あたりの支給額は1億円を超える。現在のところ、国から児童手当の見直しに関する通知は届いていないが、児童手当は全国一律の制度であることから、見直しがされた場合には国の決定に基づいて対応することになる。今後とも、国の動向を注視していく。

PTA等の支援について

【質問】

区において、PTA等の取組をどう認識されているのか伺う。また、教育委員会に寄せられる年間相談件数および、どのような内容の相談が寄せられているのか伺う。

PTAは任意団体とはいえ、相談がある以上は課題解決のために、丁寧な対応が求められる。例えば、教育委員会での対応が難しい専門的な事例に対しては、弁護士など専門的知識を有する方に相談できる体制構築を要望するが、所見を伺う。

【答弁】

PTAの活動は、子供達の健全な成長を育む上で、学校と地域・家庭を結ぶ大切なものである。教育委員会には、令和元年度、PTAへの加入や運営に関すること、行事への参加に対する負担感について、合計で30件の相談や意見が寄せられた。

教育委員会では、小・中学校のPTA連合協議会と意見交換しながら、「個人情報保護の手引き～PTA活動における注意点～」を作成した。現在、小・中の連合協議会が作成を進めている「PTA活動のしおり」について助言を行っているところである。また、PTA活動に関する法律面での相談など、専門的な事例への対応については、必要に応じて、総務部副参事や専門委員の弁護士の助言を受けて支援を行っている。

(参考) 区長部局答弁

産後ドゥーラについて

【質問】

産後ドゥーラとは、産前・産後の母親の情緒面を含め、気持ちに寄り添った対応ができる専門家で、子育ての経験を活かし母親の回復を第一に考え、安心して休んでもらい、赤ちゃんが生まれた喜びがいつまでも続くよう母親を支える方である。練馬区の子育てスタート応援券のメニューに産後ドゥーラの支援を加えるよう提案するが所見を伺う。

【答弁】

産後ドゥーラは、家事支援や育児支援、育児相談等を包括的に提供するサービスである。家事支援等これらのサービスは、既に応援券で利用できることや、他の支援メニューと比べて単価が高額であるなどの課題がある。今後、先進自治体の動向等について情報収集を行っていく。

指定管理者の指定について

令和2年第四回練馬区議会定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を指定したため報告する。

No.	施設の名称	指定管理者	指定の期間	所管課	備考
1	練馬区立 軽井沢少年自然の家	<ul style="list-style-type: none">・軽井沢フード株式会社・長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8・代表取締役 塩川 博俊	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)	保健給食課	別紙1
2	練馬区立 武石少年自然の家	<ul style="list-style-type: none">・一般財団法人 上田市地域振興事業団・長野県上田市上丸子1612番地・理事長 井上 晴樹	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)	保健給食課	別紙2
3	練馬区立 平和台図書館	<ul style="list-style-type: none">・シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社・東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6番地3・代表取締役 関口 昌太朗	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)	光が丘図書館	別紙3
4	練馬区立 東大泉児童館 練馬区立 東大泉児童館 学童クラブ 練馬区立 東大泉児童館 第二学童クラブ	<ul style="list-style-type: none">・株式会社 ウィッシュ・東京都渋谷区広尾五丁目6番6号・サポート部 部長 森 清	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙4
5	練馬区立 平和台児童館 練馬区立 平和台児童館 学童クラブ	<ul style="list-style-type: none">・公益財団法人 児童育成協会・東京都千代田区四番町2番地12・理事長 鈴木 一光	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)	子育て支援課	別紙5

令和3年1月8日
教育振興部保健給食課

議案第142号 指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8
軽井沢フード株式会社
代表取締役 塩川博俊

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和2年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 令和2年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月8日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月20日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月30日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施)
7月31日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
8月5日	経営診断委託
8月21日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
9月2日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが今後も期待できることなどの理由により、軽井沢フード株式会社が練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

直前期は売上高の低下に伴い、経常利益は減少したが、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性はおおむね良好な水準にあり、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運

用している。また、役員の構成は適正であり、株主総会・取締役会は定期的開催されている。

法令遵守責任者に本社企画部長、法令遵守担当者に施設責任者（支配人）が任命されており、法令遵守のチェック体制が整備されている。

職員階層ごとの研修や外部機関が開催する研修のほか、職員が自らテーマを決めて受講する仕組みを整え、職員の能力や支援の質の向上に努めている。

利用者からの苦情や要望受付体制を整備し、社内の危機管理委員会および苦情処理委員会等で対応をすることで、職員の意識の向上・改善を行っている。

小・中学校、少年・高齢者・障害者団体の要望を丁寧に聴き取り、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

ガイドブック等に記載していない情報や地元ならではの情報を利用者に提供し、次回利用につなげる取組を行っている。

また、サービス向上のため、利用者アンケートの結果を日々のミーティングで検討し改善へつなげ、接遇マニュアル等に反映・実践する体制が整えられており、評価できる。

人材育成に関しては、職員を自治体主催の講習会や人権問題に関する研修会等に参加させるなど、職員の資質向上に継続して取り組む提案があり、評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、①職員へは入社前検温と職員別チェック表による管理、マスクの着用、手洗いを徹底、②施設運営では、館内共用スペースの定期的消毒・換気を実施、手指用アルコール消毒液の増設、フロントカウンター・食堂配膳コーナーへのクリアシート設置、③利用者へは、検温とマスク着用の要請に引き続き取り組む提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

移動教室を安全に実施するため、事前にハイキングコースなど見学先の安全確認をし、学校へ情報提供をする。コース間違いを防ぐため、ハイキングコースへの職員同行など、継続して十分なサポートに徹しており、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

現在も職員による定期的な施設点検の実施とともに、防災マニュアルを整備し、自

衛消防隊を組織して防災訓練を実施しており、こうした危機管理の取組を継続して行う提案がある。昨年秋の台風19号被災時には、宿泊客への影響を最小限に留めるため、給水ポンプ故障の早期復旧、宿泊客の要望に応じた延泊や軽井沢駅までの送迎など、臨機応変に対応できる体制が整っており、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

管理業務費を圧縮するため、外部発注ではなく、自社で専門知識や技術を持った人員を育て、設備保守、施設修繕、定期清掃等に充てている。

利用料金収入を増加させるため、地元である軽井沢地域の団体に対しても研修室、体育館、テニスコートおよびグラウンドを貸し出している。また、年平均200人が参加している星空観察会、ベルデ遊々の森自然散策等のイベントを実施しており、これを継続する提案がある。

これらの提案は、区の求める基準を満たしている。

(7) 校外学習の受入体制

他の地方自治体の少年自然の家施設を複数運営している強みを生かし、日常生活では経験できない自然体験学習へのサポートや施設内の生活が円滑に行えるよう、学校の要望に応じた職員配置や関係施設との連絡調整を行い、大きな事故なく校外学習を支援した実績があり、これを継続する提案があり、評価できる。

児童生徒の安全を確保するため、天候、道路状況、登山道の状況を施設職員と校外学習に帯同している職員が情報共有し、必要に応じて学校の引率教員または引率責任者へ伝えるリスクマネジメント体制が整っており、評価できる。

(8) 地域への貢献

毎年、軽井沢西部小学校追分支部の子どもが施設内で獅子舞を披露する場を提供し、施設利用者と地域の子どもがふれあう事業を行っている。

また、追分地区官公署等懇談会に参加し、小学校、警察署等の地域関係部署との交流を深め、その中で熊の発生場所や浅間山に関する危機管理情報を積極的に交換しており、それを継続する提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制	25点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 校外学習の 受入体制 (施設特性 に応じた 評価項目)	(1) 校外学習の受入れに対する基本方針 (2) 校外学習の受入時の職員配置 (3) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 地元、関係機関等との連携の推進	15点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		軽井沢フード株式会社
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	25	20
6 効率的な管理運営	20	12
7 校外学習の受入体制 （施設特性に応じた評価項目）	30	24
8 地域への貢献	15	12
合 計	200	156

令和3年1月8日

教育振興部保健給食課

議案第143号 指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立武石少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

長野県上田市上丸子1612番地

一般財団法人 上田市地域振興事業団

理事長 井上 晴 樹

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和2年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 令和2年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月8日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月20日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月30日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施)
8月4日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
8月5日	経営診断委託
8月24日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
9月2日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが行われていることなどの理由により、一般財団法人上田市地域振興事業団が練馬区立武石少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

人件費以外の事業運営費が多く、経常利益を圧迫していたが、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性は良好な水準にあり、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運

用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運用している。また、理事・役員の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的開催されている。

職員階層ごとの研修や外部機関が開催する研修に、職員が受講できる仕組みを整え、職員の能力向上に努めている。

上田市の差別撤廃・人権擁護に関する施策である上田市人権施策基本方針を踏まえ、利用者の公平な対応、人権への配慮に努めている。

小・中学校、少年・高齢者・障害者団体の要望を丁寧に聴き取り、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の設置目的を理解し、サービス水準を維持するため、各種マニュアルの整備や業務日誌を通じて、職員間の情報共有に努めている。

利用者アンケートや施設に滞在している利用者との会話からニーズの把握に努める中で、ロビーに観光案内コーナーを設け、県内観光地等のパンフレットや施設利用割引券等の収集、配布を行っており、これをさらに充実させるなど利用者の視点に立った運営に取り組む提案があり、評価できる。

練馬区から施設までの直通バスが廃止になったため、マイカーを持たない利用者や車の運転ができなくなった利用者を対象とした、新幹線上田駅への送迎バス事業を継続して行う提案があり、評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、①職員へは出勤前検温と職員別チェック表による管理、マスクの着用、手洗いを徹底、②施設には、館内共用スペースの定期的消毒・換気を実施、手指用アルコール消毒液の増設、フロントカウンター・食堂配膳コーナーへのクリアシート設置、③利用者へは、検温とマスク着用を必須とすることを引き続き取り組む提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

移動教室を安全に実施するため、武石村内ウォークラリー、車山ハイキングおよびナイトウォークなどのコース確認を長年行い、経験を積み重ねることが施設職員の重要な財産となっている。このノウハウを管理職から部下、先輩から後輩へ継承していく提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設の維持管理全般に関わる安全を確保するため、安全管理マニュアルを職員全員に配布し、定期的な読み合わせと職員相互のチェックを行っている。

関係機関と連携し、各種マニュアルに基づいた迅速かつ的確な対応を行うため、年間計画を立て、火災想定訓練、土砂災害想定訓練、地震発生想定訓練等に取り組んでおり、これを継続する提案がある。昨年秋の台風 19 号被災時には、宿泊客を避難所へ迅速に退避させた。その後、橋の崩落で地域が孤立したときは、宿泊客をベルデ武石へ戻し、帰宅手段が確保されるまで延泊を行うなど、臨機応変に対応できる体制が整っており、評価できる。

施設本館は校外学習事業が中心となるため、管理栄養士を雇用し、児童・生徒に安全なアレルギー食を提供しているため、これまで事故がない。この体制を継続する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

利用料金収入増に向けた取組として、上田市民が練馬区民と同料金で施設を利用できる上田市民優待プランを実施し、平成 28 年から令和元年までの閑散期に約 550 名の利用者増となった。また、地元の観光会社とタイアップし、募集型の企画旅行として利用者に提案するといった、新たな取組について提案がある。

施設の電力料金を削減するため、電力自由化に伴う新電力からの電力供給を受け、令和元年度は 80 万円削減した実績がある。今後も、新電力を活用する提案があり、電力料金の節減が期待でき、評価できる。

利用の促進に向けた取組として、新そば祭りやクリスマスなどのイベント開催、ロビーコンサート、星空観察会等を定期的実施し、これを継続する提案がある。

これらの提案は、区の求める基準を満たしている。

(7) 校外学習の受入体制

学校事業の受入れについて、その校外学習が安全かつ確実に履行できるよう全面的に支援することを基本としている。事前のアレルギー食の準備から始まり、児童・生徒の到着後は、ハイキング等に随行し、引率教員との連絡を密にしており、大きな事故なく校外学習を支援した実績がある。今後も、同様の体制を継続する提案があり、評価できる。

校外学習実施中の事故・災害発生時には、施設職員は誰でも同じ対応がとれるよう、

安全管理マニュアルを整え、消防署等の専門的な知識を得た職員の指導を受け、計画的に防災訓練を実施しており、これを継続する提案があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

現地では、高齢化が進み、作業活動の労働力確保が困難であるため、地域との交流促進の一環として、地元自治会の自治会長からの要請に応え、生活道路の草刈り、獣害柵の手入れなどに職員を派遣しており、区の求める基準を満たしている。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立武石少年自然の家）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制 (4) 食事提供における衛生管理体制	25点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 校外学習の 受入体制 (施設特性 に応じた 評価項目)	(1) 校外学習の受入れに対する基本方針 (2) 校外学習の受入時の職員配置 (3) 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 地元、関係機関等との連携の推進	15点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		一般財団法人 上田市地域振興 事業団
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	25	20
6 効率的な管理運営	20	12
7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	30	24
8 地域への貢献	15	9
合 計	200	153

令和3年1月8日
教育振興部光が丘図書館

議案第144号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台図書館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立平和台図書館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 関 口 昌 太 朗

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和2年4月17日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、
団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審
議）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 令和2年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、
団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審
議結果の報告）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体と
して特定）

7月13日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
8月3日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
9月3日	申請書類受付
9月4日	経営診断委託
9月24日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの施設運営で培ったノウハウを生かした安定的な施設運営が期待できること、また、現在実施している事業を継続しつつ、地域に根差した図書館運営が期待できること等の理由により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が練馬区立平和台図書館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

事業効率性は平均的であり、資本効率と経営の安全性が高く、また資金力にも問題ないことから、全体としては安定した経営状態である。

(2) 当該施設の運営実績

事業実績として、館内展示は平成28年度108回であったが、令和元年度には180回となっており、特に一般向け展示については、パスファインダー、地域展示、本の福袋等の創意工夫がされている。さらに、練馬区立図書館資料保存要領に基づき、保存を担当する技術・工学等の分野の資料を展示し、PRする取組を行っている。

また、2階閲覧席の中高生利用が多いことから、利用のない時間帯の会議室の中高生専用臨時閲覧席としての開放や、青少年向け事業に積極的に取り組んだ結果、青少年の事業参加者数は平成28年度104名が、新型コロナウイルス感染予防による一部事業の中止があったにもかかわらず、令和元年度は274名との大幅増となっている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

利用者等への対応として、苦情解決体制を整備し、苦情の発生状況・原因・解決方法を記録に残し、全体ミーティングで情報共有を図るなど、再発防止およびその後の管理運営に役立てている。

また、接遇研修や人権研修の実施等、利用者サービスやスタッフの意識向上のための取組を行っている。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

「地域（区民）の課題解決を第一とする図書館づくりを目指します」を基本方針として図書館活動を展開するほか、地域に根差す公立図書館の役割を果たすため、「文化の拠点および子どもを支える事業の推進」、「地域交流の場としての図書館づくり」、「時代に則した図書館サービス・情報発信の強化」を今後の3つの柱とし、それぞれの実現に向けた具体的な提案がある。

利用者懇談会での意見を受け、館内レイアウトの変更を行うなど、利用者の声を図書館運営に反映させている。引き続き、利用者ニーズに基づいたサービス提供に努めるとしており、評価できる。

スタッフの研修については、定期研修に加え、スキルアップ研修等の体制を整備しているほか、過去のシステム障害の実例を踏まえ、図書館システム障害発生時の対応研修を新たに提案しており、評価できる。

新型コロナウイルス感染予防対策として、窓口での授受用専用トレイの使用、フロアスタッフのフェイスシールドの着用やイベント講演者用の飛沫防止シートの設置等の対策を継続して実施するとしている。

「新型コロナウイルス関連情報掲示板」を設置し、インターネット環境がない利用者にも行政情報が行き届くよう配慮がなされており、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

より多くの方に図書館サービスを知ってもらうために、これまで実施してきた近隣町会への事業告知協力や行事への参加等に加え、近隣の駅への図書館発行紙の配布協力や地元商店街の行事への参加等、広報活動強化に向けた新しい提案があり、評価できる。

今年度実施した都の植樹事業を積極的に活用するほか、区の就労支援施設や地域の学生と連携した美化イベントの実施等、地域交流の場として、館内だけでなく屋外敷地内の美化に向けた新しい提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

専門性を要する施設の保守点検については、専門会社への再委託により、適切に行うこととしている。

また、「練馬区立平和台図書館危機管理計画」、「同災害対応マニュアル」を整備するほか、自衛消防訓練、警備研修や水害対策研修を行うなど、危機管理に対する継続的な取組の提案があり、区の求める基準を満たしている。

(6) 効率的な管理運営

図書館運営のノウハウを有する、平均勤続年数約10年の現スタッフを継続配置することを基本とすることで、サービスの維持向上を図るとともに、本部にエリアマネージャーと事務担当者を配置し、館長や現場スタッフが円滑に図書館業務に集中できる体制を取っており、区の求める基準を満たしている。

従事者のマルチタスク化、消耗品の適切な在庫管理・発注やペーパーレス化等、経費削減に向けた継続的な取組の提案があり、施設の効率的な管理運営に努めるとしている。

(7) 施設特性に応じた評価項目

現在実施している事業の継続に加え、平和台図書館作成「まち歩きマップ」を利用した「まち歩きイベント」の実施、区の文化施設と連携した事業や展示、地域施設での子育て相談ワークショップの開催、近隣中学校との連携事業等、地域の課題解決や読書活動の推進につながる新しい提案があり、評価できる。

事業と館内展示を連動させ、館全体でのテーマを設け運営することにより、事業参加から図書館資料の利用へ、図書館資料の利用から事業参加へと、双方向の利用サイクルを生み出す具体的な提案があり、評価できる。

リクエスト用紙の活用、図書館アンケート結果の精査や学校および学校図書館からのフィードバック等から地域ニーズを把握し、ニーズに即した質の高い資料収集に努めるとしている。

(8) 地域への貢献

スタッフ採用については、区民雇用の促進に継続して努めることとし、区民雇用率は60パーセント以上を目標としている。

また、業務の再委託や物品の調達については、区内事業者を積極的に活用している。

さらに、図書館での軽作業を依頼するなど、地域の障害者就労支援施設等を新たに活用する提案があり、評価できる。

自らが暮らす地域に愛着を持ってもらうために、これまで実施してきた練馬区無形文化財の「ちがや馬飾り」の制作事業に加え、平和台近隣地域の文化財を題材にした事業や展示を新たに実施する提案があり、評価できる。

地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携について、現在実施している地域の祭りでの紙芝居や読み聞かせ等に加え、近隣町会との共催事業や図書館で活動しているボランティア団体との共同事業の実施等、地域とのつながりを深める新しい提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立平和台図書館）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考 え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今 後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的・効果的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に 応じた 評価項目	(1) 館、地域や利用者の特性に応じた事業の提案内容 (2) 図書館事業の利用促進につながる提案内容 (3) 図書館資料の管理に関する提案内容	20点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者から の調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		シダックス大新東 ヒューマンサービ ス株式会社
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	9
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	12
6 効率的な管理運営	20	12
7 施設特性に応じた評価項目	20	16
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	149

令和3年1月8日

こども家庭部子育て支援課

議案第145号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）

議案第146号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ（以下「東大泉児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号

株式会社 ウィッシュ

サポート部 部長 森 清

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和2年4月16日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 令和2年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の

期間の審議結果の報告)

(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月1日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月22日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
7月29日	経営診断委託
8月3日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月7日	施設実地調査
8月27日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営・管理が期待できること、併設施設と合同行事を行い、子どもの自主性、創造性などを育むだけでなく、関係機関等と連携が行われていること等の理由により、株式会社ウィッシュが東大泉児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

全体として安定した経営状態である。資金力、借入金の返済能力が特に優れて

おり、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、役員の構成は親族等に偏らず適正であり、取締役会は定期的開催されている。

安全管理・応急処置等の研修は、以前に研修を受けた職員でも必ず毎年研修を行っているほか、児童指導員としての職業倫理等について全職員に研修を行っており、職員の質の向上に努めている。

施設の利用開始時の丁寧な説明や、分かりやすい掲示に取り組んでいる。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

資質の高い職員を採用し、各種研修および現場でのOJTにより育成を行い、組織全体の能力を高める提案があり、評価できる。

アンケートや地域懇談会など、意見・要望を伝えやすい機会を設けるとともに、意見・要望を真摯に受け止め運営に反映させる提案があり、評価できる。

現在、法人本部に危機管理委員会を設置し、新型コロナウイルス対応マニュアルを策定中であり、今後、マニュアルに基づく対策を行う提案がある。加えて、新生活様式を取り入れ、複数に分けて外遊びや工作を行うなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら運営していく提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

区内の運営実績を生かし、法人本部は現場職員が児童や利用者の対応に専念できるような様々な支援を行うとともに、現場と連携しながら問題解決やサービスの向上、地域との連携に取り組む提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

衛生管理や備品、遊具等の状況について、チェックリストを使い毎日点検を実施することや、来館者への挨拶、声掛けを全職員で徹底することで不審者の侵入を防ぐ提案は、施設の維持管理・利用者の安全・安心につながる取組であり、高く評価できる。

児童館周辺の安全マップを児童や利用者と一緒に作成し、防犯の意識を持っていただくことに加え、地域の方々と連携し、普段から周辺のパトロールや緊急時の児童の送迎などを行う提案は、地域や利用者の特性を的確に捉えた優れた提案であり、特に評価できる。

危機管理マニュアルを整備した上でヒヤリハット事例の報告・分析等を行い、改善策を周知徹底することで事故防止に努めることや、併設の敬老館、保育園と合同避難訓練を実施する提案は、危機管理体制を整備するだけでなく、併設施設との連携につながる提案であり、特に評価できる。

待機児童対策として、今年度東大泉児童館では学童クラブの受入人数を大幅に増加し、児童を受け入れている。また、ランドセル来館の児童も多数受け入れている。加えて、小学校が長期間休校していた間、継続して一日保育を実施していた。そのような状況の中、事故等が発生していないことは、児童の安全を最優先課題の一つと位置付け運営を行ってきた成果であり、今後も同様の運営を継続していく提案は、高く評価できる。

(6) 効率的な管理運営

法人のノウハウを生かしたネットワークを駆使し、優秀な人材を確保する提案があり、評価できる。

区内の児童館および学童クラブの運営実績を生かし、職員体制の補充等、法人全体で事業運営のバックアップを行う提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

0歳から18歳まで継続的な関わりと支援を行うことに加え、利用者が大学生、社会人になってもボランティアや乳幼児サークルを利用するなど、児童館および学童クラブを通じて地域での活動ができるような提案がある。

このような提案は、地域の居場所である児童館の安定運営ができる点で評価できる。

毎年度、併設の保育園および敬老館と連携して三館合同行事「キャンドルライトin東大泉」を実施している。今後も継続して合同行事を実施し、併設施設等と連携を行う提案があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たり、区民雇用に努めるとともに、再委託事業者や物品の調達

は区内事業者を活用する提案があり、評価できる。

青少年育成大泉東地区委員会が主催する事業や地区祭等、地域の行事に積極的に参加・協力を行う提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立東大泉児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に 応じた評価 項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	20点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 ウィッシュ
1 安定性・継続性	5	4
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	20
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた評価項目	20	16
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	164

令和3年1月8日

こども家庭部子育て支援課

議案第147号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館）

議案第148号 指定管理者の指定について（練馬区立平和台児童館学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立平和台児童館および練馬区立平和台児童館学童クラブ（以下「平和台児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都千代田区四番町2番地12

公益財団法人 児童育成協会

理事長 鈴木 一 光

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和2年4月16日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 令和2年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月1日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月27日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
7月29日	経営診断委託
8月3日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月7日	施設実地調査
8月27日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営・管理が期待できること、また、野外活動を実施し、環境教育に加え社会性の発達につなげていること等の理由により、公益財団法人児童育成協会が平和台児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

当団体は借入金に頼らずに運営されており、十分な資金を有し資金面では安定している。また、国の補助金交付事業を受託しているため自主的運営努力の評価が低い、これを除けば自主的運営努力が十分になされており、全体としては安定した経営状態である。

(2) 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。個人情報の取扱いに関する事故の発生事例はなく、適正な事務処理が行われている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

職員の経験年数などを考慮して、初任者、初級、中級、施設長研修を実施し、職員の育成を行っている。

利用者への対応については、接遇マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対応できる体制を整備している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

人材育成に関しては、職員の質の向上のため経験年数等を考慮して研修を実施するほか、専門技術に関する研修は中期計画を立てて外部研修に参加させ、ほかの職員に伝達する提案があり、評価できる。

改正後の児童館ガイドラインに則り、子どもの発達の特徴や過程を職員間での共通理解として、子どもたち一人ひとりの対応に努める提案があり、評価できる。

児童館内の換気と消毒タイムを設け、来館時に手指の消毒や手洗いをを行うよう動線を変更する等の提案がある。また、おやつや学習場所を分け、三密を避ける提案がある。これらの提案は、新型コロナウイルスの感染防止対策として評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

指定管理児童館が日曜日も開館していることを生かし、父親が気兼ねなく来館できるための日頃からの取組および父親向けのプログラムを行う提案がある。父親の来館が促進されることで、育児に対する自信につながるとともに、父親同士のつながりができることも期待できる。また、母親のリフレッシュ時間も増加したという声も寄せられており、特に評価できる。

国立総合児童センター「こどもの城」の運営を行った経験を生かし、家族向けのプログラムを継続して行う提案がある。幼児から大人まで楽しめるコンサートや子どものヘアアレンジ講座等、利用者の提案で実現できたプログラムもあり、今後も利用者の「やりたい」という気持ちを汲み取り、プログラムを実施するとしている。また、

日頃から利用者との関係を深めることで、家庭環境等に悩みを抱えている利用者を見逃さず、寄り添った対応を行っている。さらに、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の不安や悩みの解決につなげる提案があり、特に評価できる。

ファミリーキャンプ等の野外活動を継続して実施し、環境教育に加え、社会性の発達につなげるほか、中高生スタッフの受入れも行う提案がある。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりファミリーキャンプは中止となったが、今後、感染拡大防止の対策を講じながらコロナ禍でも開催できるウォークラリーや野外炊事等の行事も検討している。野外活動の実施は、自然と触れ合う遊びなどを通して家族同士の交流の場を提供するだけでなく、中高生スタッフにとっても社会へ出ていく小さな一歩となる新鮮な体験となるため、特に評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

日常的な安全対策として、法人の「安全管理・危機管理マニュアル」に基づき、施設内の安全点検を実施する提案があり、評価できる。

事故防止に関して、リスクとハザードを分別した上で徹底的にハザードを撤去する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

職員配置についてはシフト制を採用し、学童クラブの送迎や児童館での清掃・消毒の時間帯は必要に応じて加配し、効率化を図る提案があり、評価できる。

公認会計士の指導のもと、法人本部の財政管理能力を生かした安定的な管理運営を行う提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

児童館と学童クラブの職員間の情報共有や協力を行い、更なる子どもの理解につなげ、また、学童クラブで学年ごとや活動ごとに場所を分けたいときは、児童館を利用し、スムーズな保育を行うなど、一体的な施設運営を行う提案がある。

学童クラブ職員に欠員が出た場合、児童館職員がサポートを行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たり、地域限定の募集広告を出し区民雇用を積極的に行うとともに、館内の整備や修繕に伴う作業や物品の調達についても区内事業者を利用する提案があ

り、評価できる。

職員が町会の会合への出席や、集会所の清掃等に引き続き積極的に参加し、地域に関わる機会を増やす提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立平和台児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提 案 審 査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に 応じた評価 項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	20点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		公益財団法人 児童育成協会
1 安定性・継続性	5	3
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	50	40
4 運営経験を生かした取組	40	40
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた評価項目	20	16
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	167

令和3年1月8日
教育振興部教育指導課

令和元年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

1 目的

体罰の根絶に向けた取組を行うため、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さず実態を把握する。

2 調査内容

令和元年度に発生した体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等またはその疑いのある事案の実態

3 調査方法

- (1) 全教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査
- (2) 全児童・生徒を対象とした質問紙調査および聞き取り調査

4 練馬区調査結果（調査期間：令和元年12月2日から12月20日まで）

分 類		小学校	中学校	合計
(1) 体罰		1校（1件）	0校（0件）	1校（1件）
(2) 不適切な行為	ア 不適切な指導	2校（2件）	1校（1件）	3校（3件）
	イ 行き過ぎた指導	0校（0件）	0校（0件）	0校（0件）
	ウ 暴言等	0校（0件）	5校（6件）	5校（6件）
(3) 指導の範囲内		2校（2件）	2校（2件）	4校（4件）

別添 体罰分類基準

分類	基準
①体罰	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導 児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導 運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等 教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

令和3年1月8日
教育振興部教育指導課
教育振興部副参事

令和元年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について

令和元年度 練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について、文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 調査対象

区立小学校（65校）および中学校（33校）

2 調査方法

質問紙調査

3 調査対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

4 調査結果

(1) 暴力行為の状況 (p 2)

(2) いじめの状況 (p 3～p 5)

(3) 不登校の状況 (p 6～p 8)

1 暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生学校数等

[単位：件]

年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
校種	件数	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
	小学校	学校の管理下	19	71	32	128	31
学校の管理下以外		2	2	1	2	1	1
中学校	学校の管理下	20	71	25	80	23	86
	学校の管理下以外	1	1	3	3	4	4

(2) 暴力行為の詳細

[単位：件]

年度			H29 年度		H30 年度		R 元年度	
分類	校種	項目	学校数	件数	学校数	件数	学校数	件数
対教師暴力	小学校	学校の管理下	9	16	16	30	17	38
		学校の管理下以外	0	0	0	0	0	0
	中学校	学校の管理下	5	9	1	1	3	4
		学校の管理下以外	0	0	0	0	0	0
生徒間暴力	小学校	学校の管理下	14	54	23	78	25	103
		学校の管理下以外	2	2	1	2	1	1
	中学校	学校の管理下	14	48	22	68	22	63
		学校の管理下以外	0	0	2	2	3	3
対人暴力	小学校	学校の管理下	0	0	3	4	2	2
		学校の管理下以外	0	0	0	0	0	0
	中学校	学校の管理下	0	0	0	0	0	0
		学校の管理下以外	1	1	1	1	1	1
器物損壊	小学校	学校の管理下	1	1	10	16	10	17
	中学校	学校の管理下	9	14	7	11	6	19

2 いじめの状況

(1) いじめ認知件数推移

[単位：件]

校種 \ 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
小学校	443	698	541
中学校	316	371	352

(2) いじめ認知件数の学年別内訳

[単位：件]

校種 \ 学年	小学校			中学校		
	H29 年度	H30 年度	R 元年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
第1学年	47	90	55	157	199	212
第2学年	82	114	68	108	118	89
第3学年	89	118	123	51	54	51
第4学年	70	126	108			
第5学年	80	130	100			
第6学年	75	120	87			
計	443	698	541	316	371	352

(3) いじめの現在の状況

[単位：件、割合の単位：%]

校種		小学校			中学校		
項目 \ 年度		H29 年度	H30 年度	R 元年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
解消しているもの	件数	371	605	448	265	350	314
	割合	83.7	86.7	82.8	83.9	94.3	89.2
解消に向けて取組み中	件数	67	89	93	50	21	37
	割合	15.1	12.8	17.2	15.8	5.7	10.5
その他	件数	5	4	0	1	0	1
	割合	1.1	0.6	0	0.3	0	0.3
計		443	698	541	316	371	352

(4) いじめ発見のきっかけ

〔単位：件〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	H29年度	H30年度	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度
学校の教職員等が発見		310	503	391	212	245	259
内 訳	学級担任が発見	66	65	64	9	28	30
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	8	13	2	12	5	10
	養護教諭が発見	0	2	0	0	1	0
	スクールカウンセラー等の外部 の相談員が発見	3	7	3	3	1	1
	アンケート調査など学校の取組 により発見	233	416	322	188	210	218
学校の教職員以外からの情報により発見		133	195	150	104	126	93
内 訳	本人からの訴え	37	77	46	57	56	41
	当該児童生徒（本人）の保護者から の訴え	61	70	69	19	33	35
	児童生徒（本人を除く）からの情 報	11	22	18	21	22	14
	保護者（本人の保護者を除く）から の情報	22	26	17	4	15	3
	地域住民からの情報	1	0	0	1	0	0
	学校以外の関係機関（相談機関を 含む）からの情報	1	0	0	1	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	1	0	0
計		443	698	541	316	371	352

(5) いじめの態様（複数回答可）

〔単位：件〕

校種		小学校			中学校		
項目	年度	H29年度	H30年度	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。		355	541	454	276	305	272
仲間はずれ、集団による無視をされる。		67	79	62	27	29	47
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩か れたり、蹴られたりする。		62	119	85	51	51	41
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴 られたりする。		27	27	15	4	4	7
金品をたかられる。		6	2	5	0	1	4
金品を隠されたり、盗まれたり、壊され たり、捨てられたりする。		22	29	16	5	14	11
いやなことや恥ずかしいこと、危険なこ とをされたり、させられたりする		24	25	12	11	10	7
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やい やなことをされる。		5	5	0	21	19	20
その他		1	2	8	5	4	2
計		569	829	657	400	437	411

(6) いじめられた児童生徒の相談状況（複数回答可）

〔単位：件〕

項目	校種	小学校			中学校			
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度
学級担任に相談			384	615	486	237	299	269
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）			53	94	44	71	98	70
養護教諭に相談			35	36	22	27	30	18
スクールカウンセラー等の相談員に相談			60	55	56	41	35	24
学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール等も含む）			5	8	5	3	3	2
保護者や家族等に相談			123	154	100	49	96	55
友人に相談			4	19	8	10	11	14
その他（地域の人など）			2	0	2	3	0	1
誰にも相談していない			9	19	4	37	5	21
計			675	1000	727	478	577	474

3 不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数の推移

[単位：人、出現率の単位：%]

校種		年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
小学校	不登校数		201	270	331
	出現率		0.61	0.82	1.00
	都出現率		0.56	0.74	0.88
中学校	不登校数		434	428	569
	出現率		3.20	3.26	4.35
	都出現率		3.78	4.33	4.76

(2) 不登校児童生徒の学年別内訳

[単位：人]

校種	小学校			中学校		
	年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	H29 年度	H30 年度
第1 学年	10	14	14	119	115	189
第2 学年	20	19	36	157	164	179
第3 学年	22	39	45	158	149	201
第4 学年	41	48	53			
第5 学年	48	67	72			
第6 学年	60	83	111			
計	201	270	331	434	428	569

(3) 不登校の要因

〔単位：人〕

区分	小 学 校													
	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	46	9	10	3	0	3	5	13	87	4	10	141	0
②主たるもの以外に 当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	24	13	26	6	0	10	13	5	38	2	11	27	0

区分	中 学 校													
	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	1	147	14	91	13	5	8	58	4	51	8	9	160	0
②主たるもの以外に 当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	20	7	44	10	5	3	13	4	13	11	12	29	0

※ 「不登校の要因」については、不登校児童生徒全員について、それぞれ主たるものを一つ選択し、①に記入している。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択し、②に記入している。学校、家庭および本人かかる状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択している。

(4) 指導の結果登校するようになった児童生徒

〔単位：人〕

校種		小学校			中学校		
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	H29年度	H30年度
①指導の結果、登校できるようになった児童生徒数		50	61	50	49	74	48
		24.9%	22.6%	15.2%	11.3%	17.3%	8.4%
②指導中の児童生徒数	登校には至らないが好ましい変化があった	44	49	71	96	63	150
		21.9%	18.1%	21.4%	22.1%	14.7%	26.4%
	変化がまだ見られない	107	160	210	289	291	371
		53.2%	59.3%	63.4%	66.6%	68.0%	65.2%
計		201	270	331	434	428	569

資料 5

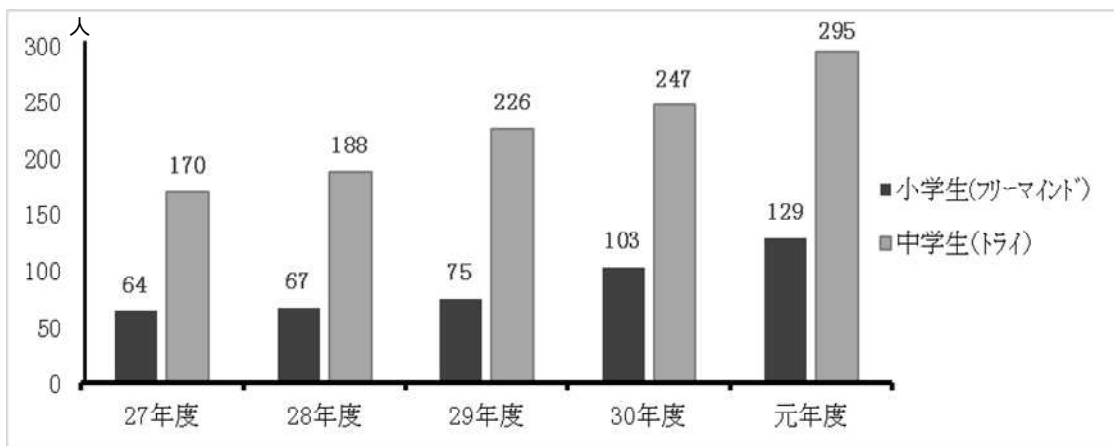
令和 3 年 1 月 8 日
教育振興部学校教育支援センター

令和元年度 適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校等相談件数について

1 適応指導教室の利用状況

(1) 適応指導教室（フリーマインド・トライ）

適応指導教室（フリーマインド・トライ）では、区内在住の不登校児童生徒を対象に相談活動を通して心の安定を図り、個別指導と集団活動を組み合わせて学習活動を行い、学校生活への復帰を支援している。



< 登録者数内訳（元年度） >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	2	12	20	25	29	41	129
中学生	64	98	133				295

(2) 特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援（光が丘第一分室）

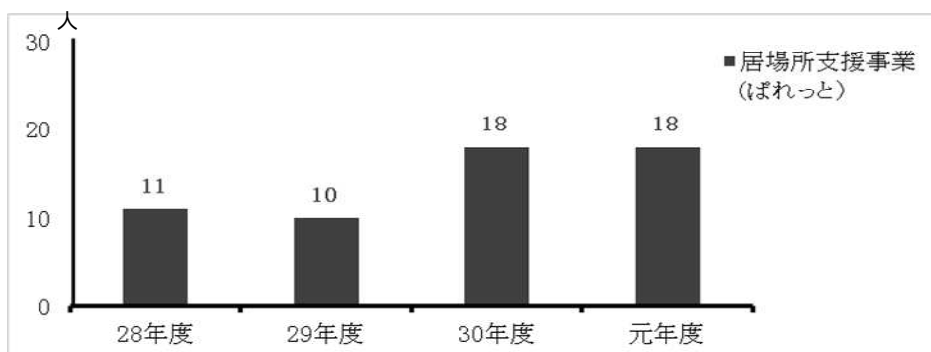
< 登録者数 > 令和元年度 21人、平成30年度 14人（平成30年度から実施）

< 登録者数内訳（元年度） >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	0	1	2	3	1	4	11
中学生	2	4	4				10

2 居場所支援事業の利用状況（平成 28 年度から実施）

適応指導教室（フリーマインド・トライ）への通室や学校内の別室登校が困難な児童・生徒に対し、生活習慣、学習習慣の定着や社会性の育成に向けた支援をしている。

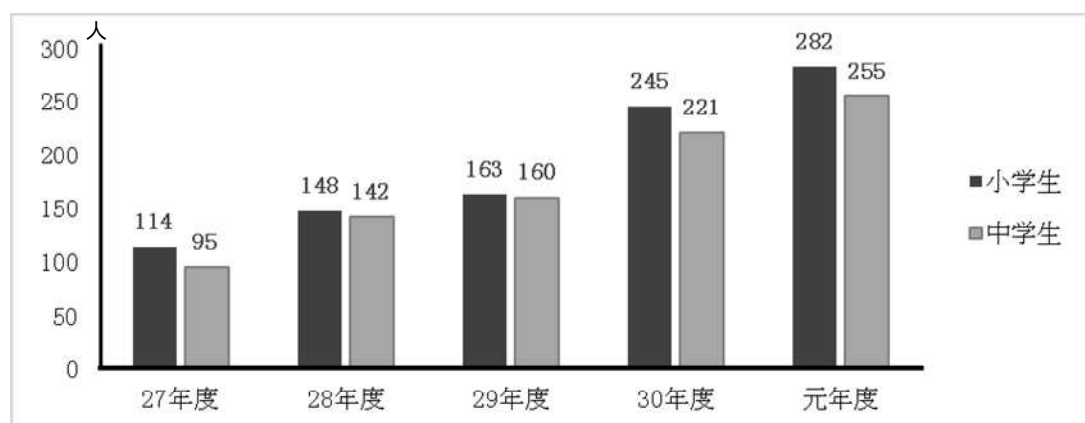


< 登録者数内訳（元年度） >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	1	3	1	2	1	3	11
中学生	3	4	0				7

3 スクールソーシャルワーク事業の利用状況

スクールソーシャルワーカーが、不登校やいじめ等様々な課題を抱える児童・生徒に対して、福祉や医療、その他の関係機関と連携し、児童・生徒一人ひとりに応じた支援をしている。



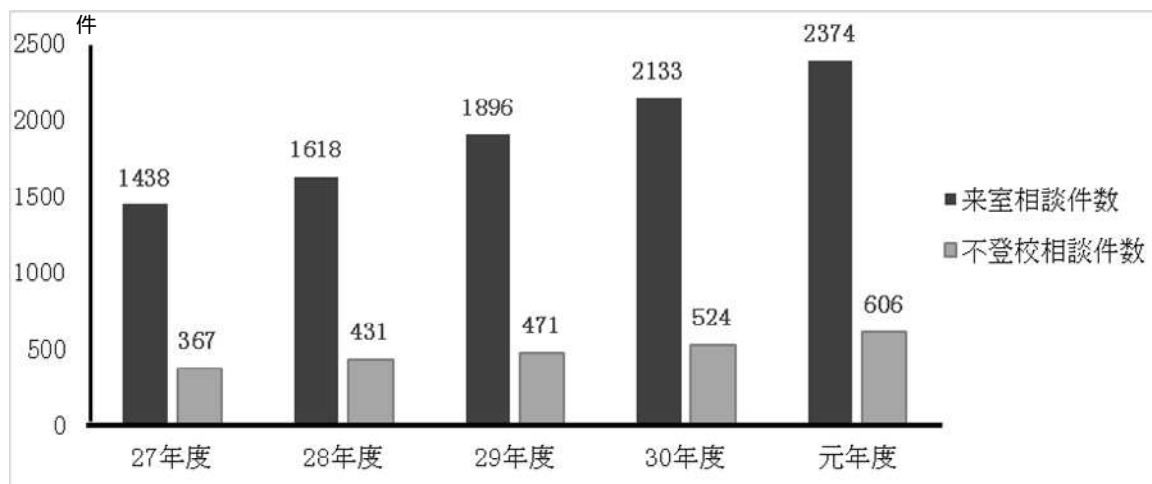
< 被支援者数内訳（元年度） >

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学生	14	32	40	50	61	85	282
中学生	74	79	102				255

4 教育相談室の相談件数

教育相談室では、区内在住の子どもの教育に関する相談に専門の教育相談員が応じている。

(1) 不登校相談件数



各年度の相談件数は、光が丘・練馬・関・大泉の教育相談室4室の合計
不登校相談件数は、来室相談件数の内数

(2) いじめ相談件数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
来室相談	50	46	41	30	30
電話相談	23	24	20	29	27
メール相談	2	0	3	0	2
いじめ相談メール		1	4	7	7
いじめ対応アプリ					5

いじめ相談メールは平成29年1月開設、いじめ対応アプリは令和元年6月開設